

第 3 9 8 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 5 年 1 2 月 8 日

第 3 9 8 回 香 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 議 事 録

1 . 開 催 年 月 日 令 和 5 年 1 2 月 8 日
1 4 時 0 分 ~ 1 5 時 3 分

2 . 開 催 場 所 高 松 市 番 町 四 丁 目 1 番 1 0 号
香 川 県 庁 本 館 1 2 階 大 会 議 室

3 . 出 席 し た 委 員

会 長	北 尾 登 史 郎
委 員	橋 本 時 雄
〃	北 野 廣 治
〃	三 木 正 幸
〃	宇 山 哲 司
〃	森 勝 喜
〃	嶋 野 勝 路
〃	山 口 豊
〃	大 北 永 吏
〃	小 見 山 秀 基
〃	筒 井 由 果
〃	松 本 悟
〃	松 本 伊 三 郎
〃	志 摩 由 紀 子

4 . 関 係 列 席 者 (水 産 課、事 務 局)

事 務 局 長 兼 漁 業 調 整 室 長	植 田 豊
室 長 補 佐 兼 事 務 局 次 長	三 木 勝 洋
室 長 補 佐 兼 事 務 局 次 長	大 山 憲 一
副 主 幹	赤 井 紀 子
副 主 幹	石 田 鉄 兵
主 任	湯 谷 篤
主 任	秦 正 樹
主 任 技 師	菅 純 一 郎

5. 傍聴者

与島漁業協同組合 参事 高嶋 宏幸
丸亀市漁業協同組合 参事 西川 正則
多度津町漁業協同組合 組合員 志摩 勇紀

6. 議事事項とその結果

第1号議案 「第一種区画漁業（藻類養殖業を除く）、共同漁業、定置漁業の被免許者の決定について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第3号議案 「愛媛・広島・岡山連合海区漁業調整委員会委員の選出について（協議）」

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会委員1名、広島・香川連合海区漁業調整委員会委員1名、岡山・香川連合海区漁業調整委員会委員2名が選出された。

第4号議案 「令和5年度連合海区漁業調整委員会の開催について（協議）」

内容について事務局が説明し、了承された。

第5号議案 「資源管理の状況等の報告（共同漁業権、定置漁業権）について（報告）」

内容について事務局が説明した。

第6号議案 「第二種共同漁業権漁場に係る入漁権の設定に関する裁定について（報告）」

内容について事務局が説明したところ、裁定を進めるには時期尚早であるため、県水産課、海区委員立会いのもと、当事者同士での協議を促すこととした。

6. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に三木委員と筒井委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

志摩重美さんの後任として、志摩由紀子委員が就任されました。志摩委員、一言お願いします。

〔志摩委員〕

（志摩委員自己紹介）

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。議題の1「第一種区画漁業（藻類養殖業を除く）、共同漁業、定置漁業の被免許者の決定について（諮問）」について、事務局より説明願います。

〔事務局（石田副主幹）〕

（資料1に基づいて説明）

[北尾会長]

今回、第一種区画漁業（藻類養殖業を除く）、共同漁業、定置漁業の被免許者の決定について、348件の免許申請があり、競願は無いとのこと。申請者に免許をしてよろしいですか。

（一同、異議なし。）

それでは「適当である」旨の答申をしたいと思います。

続きまして、「まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」ということで事務局より説明願います。

[事務局（菅主任技師）]

（資料2に基づいて説明）

[北尾会長]

まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量についてということで、国から昨年同様、まあじ及びまいわし太平洋系群について現行水準どおりという通知がありました。このとおり適当であるということで答申をしたいと思うのですが、よろしいですか。

（一同、異議なし。）

それでは「適当である」旨の答申をしたいと思います。

続きまして、「愛媛・広島・岡山連合海区漁業調整委員会委員の選出について（協議）」ということで事務局より説明願います。

[事務局（湯谷主任）]

（資料3に基づいて説明）

[北尾会長]

愛媛、広島、岡山の各連合海区委員について、岡山については2名、愛媛については1名、広島についても1名の欠員があります。委員の選任については、海区委員会の互選となっておりますので、この中から欠員の部分を選んでいきたいと思いますが、ご意見はございますか。

[小見山委員]

後任の委員に就任して頂いてはどうですか。

[北尾会長]

ただいま、小見山委員から後任の方でお願いしたいということでございましたがよろしいでしょうか。

（一同、賛成。）

[北尾会長]

岡山・香川につきましては志摩由紀子委員、松本伊三郎委員にお願いします。愛媛・香川、広島・香川につきましては松本伊三郎委員にお願いします。

続きまして「令和5年度連合海区漁業調整委員会の開催について（協議）」ということで事務局ご説明をお願いします。

[事務局（湯谷主任）]

（資料4に基づいて説明）

[北尾会長]

令和5年度連合海区漁業調整委員会の開催についてということで、最初に昨年度

の連合海区の結果報告ということで、いずれの海区も懸案事項は無いとのことで
す。懸案事項がありましたら事務局にご連絡をお願いします。

1月に事務局同士で事前調整を行って、2月に連合海区委員会を開催するという
ことで、それぞれの委員は日程調整をお願いします。この件について、何かご意見
ございますか。

(一同、意見なし)

続きまして、「資源管理の状況等の報告（共同漁業権、定置漁業権）について
（報告）」ということで事務局より説明願います。

[事務局（菅主任技師）]

(資料5に基づいて説明)

[北尾会長]

資源管理の状況等の報告ということで、共同漁業権、定置漁業権について、漁獲
量の報告がありました。トータルでは共同漁業権で338トン、定置漁業権で86トン
の漁獲ということでございます。

この件について、何かご意見ございますか。

(一同、意見なし)

確認ですが、免許件数と活用件数の開きというのは、報告が出ていないというこ
とでしょうか。

[事務局（菅主任技師）]

はい。そうです。

[北尾会長]

漁業法で提出が義務付けられているので、事務局は適切に（報告書が）提出され
るよう指導をお願いします。

続きまして、「第二種共同漁業権漁場に係る入漁権の設定に関する裁定について
（報告）」ということで事務局より説明願います。

[事務局（植田室長）]

(資料6に基づいて説明)

[北尾会長]

ただいま、事務局から説明がありました。入漁権の裁定について、ということで
ございます。裁定の申請というのは非常に珍しいケースで全国的にも東京都で1件
あったことは聞いておりますが、それ以降の案件ということでございます。

入漁権というのは、漁協が漁業権を設定しておりまして、よその組合が「うちも
入れてくださいよ。」とお願いして、お互い話し合いをして了解がとれたら入漁権
を設定するのですが、今回「入れてくださいよ。」とお願いをしたけれど「ダメで
すよ。」と断られたので、「海区委員会に裁定してください。」と申請があったと
いうことです。

申請書は事前に皆様のお手元に届いていると思いますので、目を通していただい
たと思うのですが、海区委員会としては申請書があがってきたということで内容
を見ながらどちらの意見が正しいかを決めていかなければなりません。

いずれにしても今回この場ですぐに答えを出すということではございません。裁
判所と一緒に片方がこういう意見を出したらそれに対して相手側から反対意見が出

ることになります。

ある程度意見が出尽くしたところで最終的な裁定に入るということでございます。今後それぞれから意見が出てきた段階で目途を付けて裁定をしたいと思いません。

何点か今回決めておかなければならないことがございます。意見書の提出については法第100条第3項で二週間以内という規定があるのですが、それ以外の意見書に対する反対の意見書を提出するという点については規定が無いので、委員会で何日以内に出すということを決めておきたいと思いません。

それから多度津町漁業協同組合（以下、「多度津町漁協」という。）、丸亀市漁業協同組合（以下、「丸亀市漁協」という。）から出された申請書に、証拠書類について、まだ出していないものがあるので、追加で提出する予定であるということで、いつまでに提出してくださいと日数を決めておきたいと思いません。また、同年12月5日付けで塩飽漁業協同組合連合会（以下、「塩飽漁連」という。）から海区委員会に申請書に対する意見書があがっております。この意見書には証拠書類が提出されておりませんので、証拠書類の提出を求めたいと思いません。

補完するような資料については1週間、出てきた意見に対して反対意見を出す場合は2週間に決めておきたいと思いませんが、よろしいでしょうか。

〔複数委員〕

はい。

〔小見山委員〕

そんなに早く提出できないでしょう。せめて2週間。それくらいにしないと出ないでしょう。それから、会長が丸亀市漁協と多度津漁協がお願いに伺ったとおっしゃいましたけれども、1回も両漁協から塩飽漁連に対して（お願いにきたことはありません。）申請書が1枚来ただけで、話し合いも何もしたことが無いので。その辺はご了承ください。

〔北尾会長〕

はい。

〔志摩委員〕

今まで双方の話し合いの窓口が開いたことは一度もございません。（例えば、申請書の添付資料）甲第8号証の3に関しては2統あったものを1統となりました。

これも相談がなく、塩飽漁連から1統返納してくださいという書類だけが来ました。

〔小見山委員〕

それは最初に鑑札おろしたときに・・・

〔志摩委員〕

その時も話し合いは無かったですよ？

〔小見山委員〕

元から言っていたと思いません。

〔志摩委員〕

そのための証拠。先ほども議長がいわれたとおり、意見書に関する証拠。書類なり何なりをもっての話し合いの方が私は公平・公正ではないかと思いません。ここで

言い合いをするよりは。せつかくの委員会なので、資料が出てくる毎に皆さんの意見を聞いた方が良くと思います。

〔北野委員〕

何日、何日ばかり言っても、実際に提出している書類でも食い違い（がある。）入漁料にしても県は確認しているのでしょうか。お金が動いているので領収書か受取書を持っているはず。それを県が調べてから委員会にかけないと、中身がどれが正しいのか誰にも分かりません。

〔北尾会長〕

現時点で出ている書類がこれだけということで。委員から、こういう確認資料が欲しいと事務局に言って頂いて、事務局から提出を求めるという流れになると思います。

〔北野委員〕

委員会に諮る前に中身を精査してください。何の審議もできません。

そう思いませんか。何の審議をするのですか。

〔北尾会長〕

今回この報告を出して・・・

〔北野委員〕

中身が整理されて、委員会の意見を聞くのなら分りますが、何の精査もしないで2週間後には（審議する）。2週間後に集まっても、精査ができていなかったら審議ができないでしょう。

〔北尾会長〕

2週間後に委員会を開く訳ではありません。

〔北野委員〕

委員会で審議しなくても、（県が）精査した内容の文章を委員に渡すのであれば内容は分りますが。入漁料にしても、お金が動いているのなら領収書か受取証があるでしょう。それを丸亀市、多度津町漁協は払っている（と主張している。）、塩飽漁連は漁業に行っていない（と主張している）。

〔小見山委員〕

この事案は全部県が仲介しています。漁協同士の話になっていません。この裁定も県が勧めたのでしょうか。（申請書には）弁護士の名前がたくさんありますが、（塩飽漁連が入漁を拒否してから）10日で（裁定の申請書）出てきていますが、もっと前もって準備しないと不可能でしょう。

〔志摩委員〕

漁業権の申請を例年どおりしています。共同漁業権については塩飽漁連が弁護士に委任していると。

〔小見山委員〕

誰が弁護士に委任していると言いましたか。

〔志摩委員〕

県です。

〔小見山委員〕

県の誰ですか。名前は。

〔志摩委員〕

今回の事案については弁護士に依頼しているので。県ではお答えできませんと。

〔小見山委員〕

県が弁護士を委任していると言いましたか？県から多度津町漁協に対して弁護士に委任しているからと。

〔志摩委員〕

塩飽漁連が弁護士に委任したから県も委任したと。

〔小見山委員〕

それは調べてから発言したのですか。会長、誰が言ったのですか？誰が弁護士に委任したのですか。教えてください。

〔事務局（植田室長）〕

これまで県に2回、塩飽漁連の建網についてということで、岡山県の弁護士から問い合わせがありました。

〔小見山委員〕

電話では、その弁護士は（塩飽漁連から）依頼を受けていると言いましたか。確認しているのですね。

〔事務局（植田室長）〕

はい。確認しています。

〔小見山委員〕

塩飽漁連から依頼を受けていると言いましたか。

〔事務局（植田室長）〕

話を聞いてと言っています。

〔小見山委員〕

「聞いて」でしょう。塩飽漁連が弁護士に依頼をしたことは確認しているのですね。

〔事務局長（植田室長）〕

塩飽漁連から委任状をもらったと聞いています。

〔小見山委員〕

なんの委任状ですか。塩飽漁連は一切弁護士に委任していません。それで、県は丸亀市漁協、多度津町漁協に訳の分からないことを言っているのでしょうか。県が原因で漁師同士が揉めているのが分かっていますか。今すぐ電話して確認してみてください。今電話してください。

〔志摩委員〕

中讃地区連合会のときに県の職員がいらして、今後、この件に関しては弁護士が対応すると（報告していました）。

〔小見山委員〕

それは塩飽漁連が弁護士に委任しているからでしょう。そうなれば相手も弁護士に委任しますよね。

〔志摩委員〕

公平公正に、どちらかを弁護士が、どちらかを県が対応することは出来ないということでしたよね。

[小見山委員]

そう言われたのですね。塩飽漁連は弁護士に委任も依頼もしていません。今ここで電話して確認してください。

[宇山委員]

元に戻って話し合いを（してはどうでしょう）。

[小見山委員]

私は最初から何度も言っています。県が来た時も、県が何度来ても当事者が何も言ってきません。多度津町漁協も丸亀市漁協も本当に言っているのでしょうか。当事者を連れてきてください。当事者と話しませんか。多度津町漁協は誰が操業するかも言ってきません。

[志摩委員]

それは父が亡くなったからです。従来どおりの申請をあげて、（誰が操業するかは）そこからの話合いかと（考えています）。

[小見山委員]

従来どおりと言っても、亡くなった方の名前ではいけないでしょう。

[志摩委員]

（多度津町漁協は）1統でしょう。現時点では（令和5年）12月31日までは志摩重美で（証票を）とっています。

7月3日に急逝してしまいましたが、例年どおり多度津町漁協として1統の申請を出したまでです。

[小見山委員]

丸亀市漁協は個人名で出てきていますよ。

[志摩委員]

多度津町漁協はそこまで調整できていません。

[小見山委員]

調整してから申請するべきでしょう。

[志摩委員]

（多度津町漁協として1統であることを）周知しています。

[宇山委員]

裁定の申請が上がってきたら、当事者同士で再協議出来ないのですか。

[志摩委員]

多度津町漁協は従来どおり商売ができれば（構いません）。

[宇山委員]

協議できるのではないですか。

[小見山委員]

県が話を混乱させているのです。

[北野委員]

混乱うんぬんよりも、漁業権や入漁権のことは県が立ち合いで中讃地区の組合長を集めて協議をするべきです。他の地区の海区委員は内容が分かりません。

[松本^伊委員]

言った言わないの話では（真相は）分かりません。

〔志摩委員〕

私自身も当事者なので、委員会で言い合いをするべきではないと思っています。本来であれば口を開けないでおこうと（と思っています）。いずれにせよ、裁定するためには議長のおっしゃるとおり書類でのやり取りをすれば、真相がはっきりすると思います。

有識者や現役漁業者がいらっしゃる中で色々な意見が出た方が良いのかなと思います。

〔小見山委員〕

今まで、入漁権では無かったのです。

〔北野委員〕

（今回の）小見山委員の話だけでもすれ違っています。一方では（塩飽漁連が弁護士に）委任している。もう一方では委任していないと言っている。

〔小見山委員〕

塩飽漁連は委任していないのに、県が（塩飽漁連が弁護士に）委任しているから丸亀市漁協、多度津町漁協にも弁護士に委任するよう言っている。

〔北野委員〕

いきなり裁定の申請がきても（できない）。

〔小見山委員〕

いきなり塩飽漁業協同連合会に対して入漁させると弁護士から申請書が（来て）。なんやと思いました。

〔宇山委員〕

小見山委員の心情ではこれまでどおり話し合いで（いいのですか？）

〔小見山委員〕

それが普通でしょう。

〔志摩委員〕

中讃地区連合会のとき弁護士に委任していると聞きました。

〔宇山委員〕

絶対に入漁させないのであれば話は違ってきますが、そうではないでしょう。

〔小見山委員〕

そこは話し合いです。一方的に顔も合わさないで、モノも言わないで、入漁させないという漁業者はいないでしょう。

私は県にずっと同じことを言っています。植田室長と大山室長補佐に。

〔宇山委員〕

（裁定を）取り下げは可能でしょうか？

〔小見山委員〕

塩飽漁連が弁護士に委任しているかどうか早く確認してください。早く電話してください。

〔事務局長（植田室長）〕

弁護士からは今年の5月22日に水産課に電話があり、共同漁業権の件を照会したいという話でした。塩飽漁連から委任状をもらっていると言われました。

塩飽漁連と弁護士の契約内容について水産課は分かりませんが、この件に関して

弁護士がついていると（判断しました）。

[小見山委員]

塩飽漁連が弁護士に委任しているというのは植田室長の考えでしょう。

[事務局長（植田室長）]

委任状をもらっていると（報告書に）書いています。

[小見山委員]

今回の件に関して何ひとつ関与させていません。

私の話が信じられないのなら、今、電話して確認してください。

2週間前くらい前に弁護士に県に言われたことを伝え、塩飽漁連は何かを依頼したかと聞きましたが、（弁護士は）私は「一切関与していません。」と答えていました。

[北野委員]

県は委任状を確認していないですか。

[事務局長（植田室長）]

電話での問い合わせのため、委任状の確認まではしていません。弁護士から委任状をもらっていると言いました。

[各委員が一斉に発言]

[小見山委員]

漁業者はお互い様です。自分がしたいことがあれば、相手もしたいことがある。顔を合わせて話し合えば（話が）お互い理解できます。水産課が混乱させるからこのような状態になっているのでしょう。弁護士に委任していないのに、委任しているとか。県は逃げたようなものです。もっとよく調べてから進めてください。

[北尾会長]

小見山委員から直接お互い話し合えば、応じるとのことですが。

[小見山委員]

（相談に来たのは）県ばかりです。（当事者とは）1回も話し合いをしていません。いきなり裁定の申請書が来ました。

[宇山委員]

感情的にならないでください。お互い話し合えばいいと思います。助け合いましょう。

[北尾会長]

お互いに話し合いができるということであれば、一旦裁定を中断して話をしてもらって、それでも納得がいかないということであれば、裁定の審議を継続するということがいかがでしょうか。

[志摩委員]

県の対応をはっきりさせてください。多度津町漁協は塩飽漁連が弁護士に委任していると聞いたので、組合でも弁護士に委任しました。

[小見山委員]

（弁護士費用を県に）払わせたらいいでしょう。不要なお金です。依頼しただけで60万、70万（円）いるでしょう。

[志摩委員]

この件について根拠があれば、それを示してください。

[松本伊委員]

委任状を見せてもらったらいいでしょう。

[志摩委員]

どういう状態で確認をとったのか。県も説明してください。

[小見山委員]

裁定は県の考えでしょう。

[志摩委員]

違います。この件に関して県は個別の対応ができないので。

[宇山委員]

そうせざるを得なかったのですね。

[志摩委員]

中讃の組合長会できちっと話をしています。それと（多度津町漁協は）丸亀市漁協と相談しています。同じ共同漁業権のことなので。県の弁護士に対して我々が個別に対応できないので弁護士を頼みました。それでこの書類ができました。

[小見山委員]

塩飽漁連が弁護士に委任したから多度津町漁協、丸亀市漁協も弁護士に委任しろと言われたのでしょうか。

[志摩委員]

いいえ。対応が出来ないからです。塩飽漁連は弁護士が対応。多度津町漁協と丸亀市漁協は県が直接対応であれば公平さに欠けます。このため、県は共同漁業権に関して弁護士が対応させていただきますとのことでした。

[小見山委員]

それは塩飽漁連が弁護士に委任したから言っているのでしょうか。

[志摩委員]

そうです。中讃地区連の組合長会議で、県からそういう説明がありました。地元の組合長からは「志摩重美さんが死んだので塩飽漁連がこのような（対応を）したのか。」と聞かれました。（塩飽漁連の組合長が）それは違うと答えました。そして。塩飽漁連は弁護士を委任していない。と言われました。

それは県が帰ったあとの話です。その場にくれたらこのような話にならないと思います。

[小見山委員]

きちんと確認をしなかった県の責任です。

[志摩委員]

それは、（塩飽漁連と）県で話してください。多度津町漁協は今までどおりの漁業が出来たら何も言いません。

意見書では実績が無いと記載がありました。なんでこんなこと言うのかなと思います。

それこそ小見山委員は多度津町漁協が塩飽漁連の漁業権内で操業しているのは知っていらっしゃるでしょう。

個人的な意見で言えば、意見書に志摩重美という名前を出されるのも私はつらい

ところがあります。

〔嶋野委員〕

今、小見山委員、志摩委員の双方から話がありました。お互い言い分はあろうかと思いますが、先ほど会長が提案したように話し合いの場が持てるのであれば、当事者、丸亀市漁協と多度津町漁協並びに塩飽漁連で話し合いをしてもらったら一番良いと思います。

ここで裁定になれば遺恨が残ると思います。そういうことがあってはならないと思います。今後は、香川県の漁業者がお互いに協力し合って香川の漁業を盛り立てていこうという想いでやって欲しいと思います。

ですから、会長が提案したとおり、まずは話し合いをもち、その場で話し合いがもつれて（調整が）つかない場合は、会長が言ったとおり、再度海区で証拠、入漁料の支払いとか、書面で分かるものを提出していく。やっぱり順序を追ってやらないかんのではないかと私は思います。

〔北野委員〕

中讃地区のブロック長と中讃の組合長が全部（集まって）。県と、大変でしょうが北尾会長も立ち合ってください。それで成立しなかったら海区であげてください。

県が違って話し合いできるのに県内の1ブロックで調整がつかないはずはないでしょう。

小見山委員だってやらさないとは言っていない。

〔小見山委員〕

最初から当事者と話をしようと言っています。相手と話をしなければ分からないとずっと言っています。

〔北野委員〕

会長、そのように進めてください。そうしないと、このままで審議できません。

中讃地区でまとまれば裁定しなくていいでしょう。

〔北尾会長〕

そういう意見が出ていますが。

〔委員一同〕

同意の声

〔松本^伊委員〕

当事者同士、まず話し合ってもらって。

〔森委員〕

当事者同士で話すのが一番いい。

〔北尾会長〕

小見山委員。当事者同士話し合ってもらおうことで。

〔小見山委員〕

最初からそう言っています。

〔志摩委員〕

多度津町漁協としては例年どおり（入漁の）申請をしたら拒否されただけの話です。

[小見山委員]

例年どおりではありません。申請期間が10年間になっています

[志摩委員]

これは（漁業権の）存続期間の話です。10年毎に（漁業権の）更新（切り替え）をしています。

（10年の存続期間を）2年ごとに区切っていることは理解しています。存続期間を漁業権にあわせています。10年やらせろという話ではありません。

[小見山委員]

そこから話が違います。

[志摩委員]

そうです。

[宇山委員]

話し合ってください。

[北尾会長]

お互いが話し合いするのであれば。

[志摩委員]

多度津町漁協としても中讃のブロック会長に相談して、調整ができるのであれば（構いません）。父の名前なので、私にするのか、相続の話もあるので。

[松本^伊委員]

第3者に立ち会ってもらってください。

[志摩委員]

はい。今まで出来ていたことが出来ないと言われても困ります。

[松本^伊委員]

片方のみ指示することは出来ません。

[志摩委員]

（今の状態では）双方とも引けません。

[北尾会長]

ここには丸亀市漁協の代表者もおられませんし、塩飽漁連は会長に報告していただいて、お互いに話をしようということになれば私も同席しようと思います。

それでは、裁定については一旦ここで留め置くということによろしいでしょうか。

（一同、賛成の声）

[北尾会長]

それでは、そのような方向で進めたいと思います。事務局宜しいでしょうか。

[事務局長（植田室長）]

はい。

[北尾会長]

その他、事務局からありますか。

[事務局（湯谷主任）]

ございません。

[北尾会長]

それでは、これで海区委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

〔閉 会 15時3分〕

上記は第398回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 三 木 正 幸

署名委員 筒 井 由 果